

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 川村 伸浩

- 1 日時
令和4年12月6日（火曜日）
午前10時0分開会、午前11時59分散会
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
川村伸浩委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、
工藤勝子委員、米内紘正委員、ハクセル美穂子委員、高田一郎委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
及川担当書記、高井担当書記、和田併任書記、岩淵併任書記、小川併任書記
- 6 説明のため出席した者
藤代農林水産部長、千葉技監兼農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、
橋本技監兼林務担当技監兼全国植樹祭推進室長、
佐藤副部長兼農林水産企画室長、照井農政担当技監兼県産米戦略室長、
中野参事兼農業振興課総括課長、中村技術参事兼農業振興課総括課長、
佐々木技術参事兼農村建設課総括課長、工藤技術参事兼林業振興課総括課長、
高橋農林水産企画室企画課長、臼井農林水産企画室管理課長、似内流通課総括課長、
竹澤農業普及技術課総括課長、佐々木農産園芸課総括課長、
吉田農産園芸課水田農業課長、米谷畜産課総括課長、高橋畜産課振興・衛生課長、
鈴木森林整備課総括課長、安藤森林保全課総括課長、
森山水産担当技監心得兼農村計画課総括課長、太田水産振興課漁業調整課長、
佐々木漁港漁村課総括課長、佐藤漁港漁村課漁港課長、大坊競馬改革推進室長、
佐藤県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
議案の審査
(1) 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算（第6号）
第2条第2表中
追加中 11～15

- (2) 議案第24号 岩手県県民の森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- (3) 議案第25号 岩手県大窪山森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- (4) 議案第26号 岩手県折爪岳森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- (5) 議案第27号 岩手県立水産科学館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- (6) 議案第28号 種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- (7) 議案第29号 岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○**川村伸浩委員長** ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第2条第2表債務負担行為補正中、追加中11から15まで及び議案第24号岩手県県民の森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてから議案第29号岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてまで、以上7件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤副部長兼農林水産企画室長** 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第2条第2表債務負担行為補正中、追加中11から15まで、議案第24号岩手県県民の森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第25号岩手県大窪山森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第26号岩手県折爪岳森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第27号岩手県立水産科学館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第28号種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第29号岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上7件を一括して御説明申し上げます。

議案（その1）の4ページから5ページ及び議案（その2）の130ページから135ページですが、配付しております資料により御説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。1の提案の趣旨についてであります。現在指定管理者制度を導入し管理運営を行っている岩手県県民の森、岩手県大窪山森林公園、岩手県

折爪岳森林公園、岩手県立水産科学館、種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設、岩手県立種市漁港海岸休養施設の6施設について、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの指定管理者を指定することに関し、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の概要についてであります。岩手県民の森につきましては公益社団法人岩手県緑化推進委員会を、岩手県大窪山森林公園につきましては大江田河内自治会を、岩手県折爪岳森林公園につきましては二戸市を、岩手県立水産科学館につきましては宮古市を、種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設及び岩手県立種市漁港海岸休養施設につきましては洋野町をそれぞれ指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、3の指定管理者候補者選定の経緯についてであります。選定に当たりましては、外部有識者など委員4名から成る指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者募集要項の審査や申請内容の書類審査、面接審査等を実施し、候補者を選定したところです。

資料の2ページをお開き願います。選定委員会委員及び選定委員会の開催状況は、表に記載のとおりであります。

指定管理者の募集に当たりましては、(2)に記載のとおり、森林公園3施設及び岩手県立水産科学館については、公募により候補者を募集しました。募集期間は、森林公園3施設が令和4年8月29日から9月30日まで、岩手県立水産科学館は令和4年8月26日から9月26日までの期間を設定して申請を受け付けたところです。また、種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設並びに岩手県立種市漁港海岸休養施設につきましては、これらの施設が合併前の旧種市町である洋野町の要望を受け、同町が管理することを前提として整備された施設であることから非公募とし、洋野町から申請書を提出いただいたところです。

(3)、申請団体数についてであります。全6施設について、いずれも現行の指定管理者から申請があったところです。

資料の3ページをお開き願います。(4)、選定方法についてであります。令和4年10月21日に開催した第2回選定委員会において、提出された事業計画や事業内容等について書類審査及び面接審査を実施したところです。選定基準は、①から④までに記載したとおりです。

次に、4の指定管理者候補者の選定理由について御説明いたします。選定委員会における審査の結果、(1)、岩手県民の森については、周辺の観光施設や行政との連携によるイベント企画等により利用促進を図るとともに、各種体験教室の開催等による自主事業収入の確保を計画していること、(2)、岩手県大窪山森林公園については、認可地縁団体として地域住民が経験を生かしながら協力して施設管理やイベント企画等を行っていること、(3)、岩手県折爪岳森林公園については、地域資源を活用した学習体験型イベントの開催など利用促進に向け取り組んでいること、(4)、岩手県立水産科学館については、学芸員

資格を有する職員の配置や、地元漁協等との連携による展示資料の確保などのさまざまな工夫が見られるとともに、内陸の小中学校向けPR等を強化していること、(5)、種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設については、地域の活性化につながるよう、プレジャーボート所有者に向けた広報等による利用促進を図っていること、(6)、岩手県立種市漁港海岸休養施設については、集客イベントの開催等による利用促進を図るとともに、施設利用者の利便性向上に向けた工夫も行われていることなどが評価され、応募者をそれぞれの指定管理者候補者として選定したところであります。

資料の4ページをお開き願います。資料の4ページから9ページまでは、それぞれの施設の概要を1枚にまとめて添付しております。資料の4ページ、岩手県民の森の概要についてであります。1として施設の設置目的、2、施設の所在地、3、平成30年度以降の利用者数と指定管理料の状況、4、今回設定しようとする債務負担行為限度額の状況、5、位置図及び施設概要図を記載しております。

他の施設につきましても同様の記載としておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村伸浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 今回の指定管理候補者は、全てこれまで指定管理を行っていたところといたのですが、やはり本来であれば数者から申請があつて、その中でこの施設をどのようにやっていくかという提案を含めてよりよいものを選ぶことが、施設が活かされていくために必要な要素でもあろうかと思ひます。そうすることでよいものをつくっていく形になっていくと思うのですが、結果的に全て1者になったことをどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

○臼井管理課長 今回の公募において1者だけの応募となったことについての受けとめですけれども、県といたしましては、健全な競争が行われることが望ましいといふ考え公募を実施しているところですが、農林水産部所管施設につきましては、施設の立地条件ですとか長期間閉鎖する施設もある状況で、それぞれの施設の指定管理者がこれまでノウハウを蓄積しており、そういったノウハウを所有する団体が限られるといった事情がありまして、なかなか新規参入の動きがない状況と認識しております。

それぞれの指定管理者においては、事務改善や新たな提案がなされておまして、創意工夫して施設運営を行っていただいているところでありまして、サービスの質や効率が高まってきていると考えておりますことから、県としては指定管理者制度の目的に照らして、現在支障は生じていないものと認識しております。

○郷右近浩委員 今回の申込者が悪いという意味ではないですけれども、この指定管理を受けることに対する魅力も足りないのではないかと思います。例えば岩手県大窪山森林公園の施設管理料においても、年間400万円の限度額では1人の人件費が大部分で、さらに1人で365日対応するのではなく、2人か3人で交代するなりして管理やイベントの対

応などを行っている中で、決してやりたいと思えるような条件になっていないと思うわけでありまして、このような質問をさせていただいております。

そうした中で、今回提案された債務負担行為の限度額でありますけれども、昨年の指定管理料等と比べると多少上がっているところが多いですが、岩手県立水産科学館は少し下がっています。全体的には、人件費や水光熱費などさまざまなものが値上がりしているのので、それに対応されていると見ておりますが、その中であって岩手県立水産科学館が減額になっていること、あわせて今回の限度額の設定の考え方はどのようなになっているのか、お伺いさせていただきたいと思っております。

○**太田漁業調整課長** 岩手県立水産科学館の減額理由についてですが、施設管理の状況を踏まえまして、さらに運営を工夫することとした結果、需用費や役務費が減額になりました、その関係で100万円をラインに設定している限度額の仕切りが1段階下がることになり、今回減額となったところです。

なお、人件費や社会保険料等につきましては県の単価で積算しておりまして、その他の経費につきましても合理的な金額で積算しているところまでして、今回設定している限度額で十分対応可能と考えているところです。

○**郷右近浩委員** 岩手県立水産科学館についてはわかりました。ほかの森林公園関係で少しでも上がっている部分については、先ほど私が述べたような考え方でいいのかどうか、考え方についてお伺いしたいと思います。

○**臼井管理課長** 債務負担行為限度額の設定の考え方ですが、100万円単位で設定しておりまして、先ほど委員からお話があったような燃料費の値上がりですとか、そういったところにつきましても、限度額の中で収まるものについては前回と変わらない限度額の設定になっている施設もあります。

そういった中で、岩手県民の森につきましては、限度額がもともとぎりぎりのところで設定していたところが、そういった事情によって限度額の仕切りを1段階引き上げる必要が生じたため、今回岩手県民の森のみ限度額を引き上げている状況です。

○**郷右近浩委員** この岩手県大窪山森林公園や岩手県折爪岳森林公園の400万円の指定管理料については、施設概要図をそれぞれ見ても、管理しなければいけない範囲であったり、木の伐採や整備、そして管理といった多岐にわたる仕事量の中で、各年度400万円で行えるのかという思いを強く持っております。

今回これまでも受託された方々が、そのノウハウを持ってしっかりとやるということで今回の契約に至ったと思っておりますけれども、県民の財産であるそれぞれの施設をしっかりと地域の宝として活用していただくために、今管理が足りないという話ではないですけれども、やはりしっかりと管理をしていただきながら、県民に資するような形で使える方向をぜひ模索させていただきたいと思うわけでありまして。

指定管理期間が5年間ということで、今回決まってしまうと、そのまま5年間この形でいくと認識しております。県議会9月定例会において、燃料費高騰に対してさまざまな配

慮がされたことも認識しておりますけれども、上限はある程度の金額を設定するとしても、プロポーザル方式などで最初からもう少し提案をもらうなりしながら、多くの方々が興味を持っていただくような方法も進めていくべきではないかと思うわけであります。

今回はこの内容でそれぞれの候補者の方々がやるということですが、県民の財産の活用という意味で、もう少しさまざまな手だてを考えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。所感があれば伺います。

○佐藤副部長兼農林水産企画室長 重要な御指摘をいただいたと思っております。債務負担行為は5年間で上限の額ですので、各年度に必要な経費はその年度の契約できちんと経営を見ていくということになるかと思っておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

やはり複数の方に提案をしていただくような工夫が大事だと思ひておひまして、一例で申し上げれば、仕様書の中にも昨今の物価高を捉えて、そういった経費が生じた場合にはリスク分担というところでしっかり県と指定管理者で協議をできる事項として明記させていただいたところではあります。少しでも複数の団体から提案がいただけるように、今後も工夫をしながら取り組んでいきたいと思ひます。

○伊藤勢至委員 岩手県立水産科学館についていろいろとやり取りがあったわけではあります、私も地元宮古市の人間としてお聞したいと思ひます。

そもそも施設名に科学とつけたのは、どういう経緯でしょうか。何が科学なのでしょう、教えてください。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 岩手県立水産科学館の設置目的につきましては、設置条例に基づきまして水産資源、水産技術等に資する資料の収集、保管、展示等を行ひまして、県民の方に対しまして水産業についての知識の普及、あるいは教養の向上を目的として設置しているものでして、展示の内容としては漁具、漁法等の歴史、生物や標本などを展示しておひまして、水産に関する知識はもちろん、水産業や生物に対しての興味を持っていただく目的もありまして、水産科学館という名称にしておひます。

○伊藤勢至委員 現在の海の状況が、岩手県立水産科学館を設立したころとは相当違ひてきておひます。まず、今まで捕れてきたスルメイカが捕れない、そしてサンマ、サケも捕れないという状況が続いておひまして、根本的なところは海流の変化によるのではないかとおひわれているわけではありますけれども、そういったことを展示するコーナーがありません。

また、令和2年に利用者が7,800人台まで落ちましたが、これを挽回するために宮古市が頑張ったのは、入ってすぐのおさかなコーナーです。これは宮古湾内の定置網に入った魚を朝早く起きてもらひに行つて、そして生きた魚を展示しているものです。ここに子供たちが見に来て喜ぶのです。あとはみんな静物です。死んだものの剥製ではお客を呼ぶ力にはならないのです。

したがひまして、もう何周年になるのでしょうか、5年はこのまゝいくとしても、5年間にもっとお客を呼び込めるように、水族館的な要素を大いに取り入れたほうがよいと思ひます。

のです。お金もかかることではありますが、このままでは子供や孫を連れて行っても、二度行きたいとは言わないのです。そういったところに視線を合わせた運営を考えていく必要があります。あるいは地球の変化、魚と人間の関係をまさに科学的に説明をするコーナーがないのです。古い船や網、あるいは釣針などをを幾ら陳列したとしても、陳列でしかない。そういったことをこれから考えていかなければ、入場者がじり貧になっていくと思いますけれども、それに対してどのようにお考えでしょうか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 伊藤勢至委員御指摘のとおり、海流の変化等に関する展示等は今現在ありません。ただ、指定管理者である宮古市は、これまで来客数の向上に向けましてさまざまな努力を積み重ねてきております。浄土ヶ浜近隣の観光施設と連携した取り組みですとか、あるいは宮古市近郊だけでなく、盛岡市など内陸の小中学生を初めとした教育関連機関、福祉関連機関などにも広く利用を促進する取り組みをしておりますし、また夏休みは企画展、磯の生物展など、子供たちに興味を持っていただけるようなイベントも多数努力して開催しているところです。

今後については、来客数をふやすためのさらなる取り組みということで、さまざまなイベントなり企画を引き続き企画していただけるものと期待しております。

○伊藤勢至委員 岩手県立という名前がついている以上、指定管理者に任せて岩手県の責任が終わりだとは思いません。少なくとも県立がつくからには、宮古市にアドバイスをする立場にあります。あるいはほかの水産科学館の例を集めて、こういうふうに運営をしましょうということを提言していく責任が県にはあります。今後の議論の中でそういったことも考えていただきますようお願いしておきたいと思います。

○高田一郎委員 私も岩手県立水産科学館の件について質問いたします。

今の伊藤勢至委員の質問と関連しますけれども、利用者が減少している状況です。他の農林水産部関係の指定管理で委託している施設も減少していますので、恐らく新型コロナウイルス感染症の影響が大きいのではないかと思うのですが、ただ、今のお話を聞くと、それだけではないという思いもしております。ここ数年利用者が減少している要因を説明していただきたいということと、あとは利用者の要望とか苦情はどのような状況になっているのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○太田漁業調整課長 利用者減少についての要因ですが、やはりここ数年につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係でイベントの自粛ですとか、行楽の抑制等はあったところ。あとは、先ほどの御質問と御意見にもありまして、展示物の更新がやや滞っているところもありまして、展示している収蔵品等についても、魅力不足、あるいはもう何回も見たなどの部分も影響しているところかと思えます。

今後の対応等につきましては、沿岸部分の道路が全線開通されたところもありますので、内陸方面からの集客などを図っていければと考えているところです。

利用者の方の要望につきましては、御意見等を伺うような機会等、直接県では行っておりませんが、指定管理者の宮古市で、いろいろと上がってきている要望につきまして対応

していただいているところでして、近年でも例えば男子トイレにもストーマ装具をつけている方の対策ができるようにしてほしいという御要望につきましては、ダストボックスの設置を速やかに対応したり、その場でできるものを含めて、課題等もありますけれども、やれる範囲の中では要望については対応させていただいているところです。

○高田一郎委員 私もことしになって1回岩手県立水産科学館へ入館したことがあるのですが、常設展示についても、岩手県立水産科学館ができてからもう40年近くなりますけれども、ほとんど当時と変わっていないのではないかと思います。ですから、新型コロナウイルス感染症の影響だけが減少の要因ではなく、やはり魅力ある施設にしていくことが大事だと思うのです。常設展示のリニューアルするとか、あるいは学芸員の配置はどうなっているのでしょうか。学芸員もふやして魅力ある施設にしていくといった取り組みが必要ではないかと思うのです。

先ほどもさらなる取り組みの強化という答弁がありましたが、県として具体的に利用者をふやすための取り組みについての考えがあれば、その点も含めて答弁いただきたいと思います。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 魅力のある展示に努力すべきだという御指摘です。確かにそのとおりでして、それに向けては宮古市としても、施設を設置している県としても努力もして、先ほど申しました磯の生物展、あるいはホタテガイを活用した絵画、それからワカメの芯抜き体験といった利用者に興味を持っていただけるような企画、イベントを実施しているところでして、今後につきましても利用者のニーズを把握しながら応えていきたいと考えております。

○高田一郎委員 やはり魅力ある施設にしていくためには、それなりの予算も必要かと思うのですが、議案の中身を見ると、債務負担行為が5年間で400万円ほど減額しています。先ほどの説明では、さまざまな工夫をすれば運営上問題ないということでした。400万円減額しているのですけれども、一方で岩手県立水産科学館の収支状況を見れば、宮古市の一般会計から毎年のように1,000万円ほど繰り入れされているのです。県の施設で指定管理者を宮古市に指定して、一方では委託料を減らしながら、宮古市から毎年1,000万円程度繰り入れをしている理由をお伺いしたいと思います。

岩手県立水産科学館の管理運営状況の評価シートをホームページで拝見したのですけれども、指定管理者が苦慮している事項の中にこのような記述があります。施設整備や備品の老朽化によって年々修繕箇所は増加しており、指定管理料での対応が難しくなっている。さきに提出している修繕箇所リストに基づいて修繕等が進められているものの、高額な費用を要するものも多く、時間がかかる傾向がある、予算配分が大変苦慮しているという記述があります。このことも含めて、指定管理料が妥当なのか、指定管理者からのそういった要望も受けて、引き続き5年間同じ額ではなくて、さらに減らすということでもありますから、この辺はどのように考えているのでしょうか。

○太田漁業調整課長 運営費につきまして、宮古市から持ち出しが出ている部分等ありま

すが、岩手県立水産科学館の場合は、利用料金は指定管理者の収入として収受できることにしておりますので、そういった部分で経営に直接反映することから、指定管理者の創意工夫ですとか、コスト面の効率化やサービスの向上に努めていただきたいと考えているところです。

人件費ですが、県の積算としましては、会計年度任用職員で7名の雇用ということで県の単価によって積算しているのですが、この部分につきまして宮古市では、正職員3名と会計年度任用職員4名としており、こういった部分でも若干持ち出しが発生しているところです。

施設の老朽化に伴います修繕費につきましては、県と宮古市との協定書のリスク分担におきまして、軽微なものについては指定管理者が行うことにはしておりますが、1件当たりの修繕額が30万円を超えるものにつきましては県で修繕するというので、長期の修繕計画を立てながら、順次修繕を行っている状況です。

○高田一郎委員 先ほどお話しした指定管理者がいろいろと苦慮している事項についての紹介は、岩手県民の森の誤りでしたので、おわびして訂正したいと思います。

岩手県立水産科学館については、このように記述してあります。開館から35年以上が経過して、館の設備に経年劣化が否めない部分や過去の規格の機器を使用されているなど、対応が必要と思われる点も見られ、しっかり御配慮いただきたいということです。基本的には指定管理料をもう少しふやして十分な対応をしてほしいということでは、岩手県民の森と変わりませんが、間違えて紹介してしまったことをおわびしたいと思います。こういった指定管理者の要望にも応えられるように、しっかりと対応していただきたいと思います。

岩手県民の森についてもお伺いします。今回指定管理料が債務負担行為で5年間で200万円ほどの増額となっておりますけれども、これは利用料も含めて収入になっていきますので、利用料収入を含めたトータルで運営しているというのはわかります。ただ、全体の指定管理料から人件費を引いた残りの金額は千数百万円程度で、それと合わせた使用料も含めた収入で何とかやりくりをしている状況ではないかと思います。管理運営状況評価シートからそう見てとれます。

先ほど紹介したように、いろいろな施設の整備や備品の老朽化によって年々修繕箇所が増加しており、指定管理者からもっと予算配分に配慮してほしいという要望もあります。それも踏まえて、わずか200万円程度の増額というのはいかがでしょうか。この岩手県民の森の施設自体が、子供から高齢者まで幅広く県民の皆さんから期待を持たれている施設でありますし、多くの方々が利用して、県民の評価も非常に高い施設だと思うのです。県民の皆さんが森林に触れ合っ、いろいろな方と交流できる素晴らしい施設だと私自身は評価していますし、それにふさわしい指定管理料が必要ではないかと思います。指定管理者からもそういった要望も出ておりますので、それをしっかり踏まえた提案になったのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○安藤森林保全課総括課長 岩手県民の森の関係ですが、令和元年度に森林公園リニューアル検討委員会を設置して整備計画を立てております。その中で委員の方々から、施設のバリアフリー化、多様な年齢層を対象とする整備、国際化、海外の来場者への対応、案内板の整備の必要性や表示内容の統一といった御意見をいただきました。岩手県民の森につきましては、指定管理料のほかに別枠で施設の維持管理の予算を措置して対応しております。

例えば森林整備のところの木の伐採に関する事業費に関しましては、別枠で予算措置しておりますし、リスク分担の関係もありますが、50万円以上の修繕費がかかる場合は別に県で処理することになっております。岩手県の四つの森林公園では、木育施設ということで、子供がおもちゃで遊べるスペースも設置して魅力度をふやす対応をしております。

○川村伸浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から第2期岩手県産木材等利用促進行動計画（素案）について発言を求められておりますので、これを許します。

○工藤技術参事兼林業振興課総括課長 第2期岩手県産木材等利用促進行動計画（素案）について御説明いたします。

計画の素案本体は、添付資料としてお手元にお配りしております資料で御説明させていただきます。

まず、1の策定の趣旨ですが、県ではこれまで岩手県産木材等利用促進条例等に基づき、岩手県産木材等利用促進基本計画及び同行動計画を策定し、県産木材等の利用を促進してきたところです。このうち行動計画は、令和4年度が最終年度となることから、これまでの取り組みや情勢変化を踏まえまして、第2期行動計画を策定するものです。

2の計画期間ですけれども、令和5年度から8年度までの4年間です。

3の検討の経緯ですが、有識者で構成します岩手県産木材等利用促進計画策定検討委員会を開催しまして意見聴取を行うとともに、知事を本部長とする岩手県産木材等利用推進本部において協議してきたところです。

4の今後のスケジュールですが、パブリックコメントを実施し、広く御意見をいただきながら、年度内の策定に向けて作業を進めてまいります。

5の計画（素案）の概要は、後ほど御説明いたしますが、下に参考として基本計画と行動計画の概要を記載しております。まず、基本計画は、県産木材等の利用促進に関する基本的な目標などを定めたものでありまして、計画期間は令和元年度から令和10年度までの10年間とし、その内容はⅠからⅢまでの三つの基本的な施策を掲げております。また、右の行動計画は、基本計画の実効性を確保するための具体的な施策を定めたものでありまして、基本計画に掲げた基本的な施策の三つの分野に沿って具体的な施策を掲げております。

次に、行動計画の概要を御説明いたします。2ページをごらんください。これまでの取り組みや課題等を踏まえまして、第2期行動計画の基本的な考え方は、持続可能な脱炭素社会の形成に向けて、国産材需要の高まりを捉えた県産木材の利用拡大と更なる安定供給体制の構築として取り組みを進めてまいります。

主な具体的な施策ですが、基本的な施策の三つの分野ごとに具体的な施策を整理しております。まず一つ目、県産木材等の利用の促進に関する施策ですが、第2期行動計画で新たに盛り込んだものとして、まず住宅その他の建築物における県産木材等の利用促進では、民間での利用促進に向けまして、ポツの二つ目、木づかい宣言事業者の登録促進や、民間企業に県産木材の利用を提案する工務店など、いわて木づかいサポーターの登録を通じた調度品などへの利用促進、三つ目のエネルギー源としての県産木材等の有効利用では、ポツの二つ目、木質バイオマスを熱や電気として利用する熱電併給システムの普及などの取り組みを掲げております。

大きな二つ目の県産木材等の適切な供給の確保に関する施策ですが、二つ目の林内路網等の基盤整備や森林施業の効率化の促進では、ポツの二つ目、デジタル技術を活用できる人材育成などスマート林業の推進、3の県産木材等の流通、加工の体制整備の促進では、ポツの二つ目の木材需給情報を関係者間で共有して、工務店などの木材利用者への製品供給リードタイムを短縮する仕組みづくりなどの取り組みを掲げております。

大きなⅢ、人材の確保・育成、意識啓発等に関する施策ですが、2の県産木材等を利用した建築物を建築するための設計者の育成では、木造設計や内装デザインなどを含む木材利用の知識・技術習得をするための研修会の実施、三つ目、県産木材等に関する情報発信など普及啓発では、いわて木づかい運動の積極的展開などの取り組みを掲げております。

行動計画（素案）の概要は以上となりますけれども、行動計画（素案）の資料はお手元にある資料ですので、後ほどお目通しいただければと思います。以上で説明を終わります。

○川村伸浩委員長 ただいまの報告に関する質疑も含め、この際何かありませんか。

○伊藤勢至委員 東日本大震災津波から約12年が経過しようとしております。私たちはこの地震を経験したので、次は東海、東南海あるいは首都直下型であって、東北地方はもう順番が終わってしまったような感じがあったのですが、昨年6月に北海道東部の千島列島海溝をはじめ日本海溝等から約3か所ぐらいに、マグニチュード9、あるいは最大の

津波の高さが宮古市で 29.8 メートル、約 30 メートルの津波が予測されるという報告、報道があったところであります。これは、来るものは仕方ありませんので、それに備えるしかないわけでありましてけれども、仮に 29.8 メートルとなりますと、東日本大震災津波の約 3 倍です。仮にそれが来た後、また復興に取り組むとなった場合の一番のネックといたしますか、今やっておかなければならないことは、東日本大震災津波の反省に立ちますと、国土調査という事業を完成しておかなければ、復興のふの字が始まらないと思っていたところであります。

東日本大震災津波発災時の宮古市の国土調査の完成率は 36%、山田町も同じく、釜石市が 40%ぐらいで、野田村と田野畑村は 100%終わっております。そして、それ以外の内陸地域は、ほとんどが 100%終わっています。この差は何なのかと思っはいたのですが、多分、東北縦貫自動車道路あるいは東北新幹線が開通する際の底地を買収する際に、国土調査が完成していなければならないということで、県も特例として実施した結果、内陸は 100%終わっていたのではないか思っていました、それにしても地震が起これば津波が来る沿岸地域で全然終わっていないところがあるというのは、大変気にしておりました。東日本大震災津波から 12 年たちましたが、現状はどのくらい進捗してきているのか、まずお伺いしたいと思います。

○千葉技監兼農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 沿岸部の国土調査、地籍調査の進捗状況ですが、沿岸 12 市町村中、実施中 4 市町村となっております。令和 3 年度時点で 50.2%という進捗率となっております。一方、内陸でも今 5 市町で実施中ですが、進捗率は 70.9%で、2 割程度の進捗の差があるという状況です。

○伊藤勢至委員 その資料はどこから持ってきた資料ですか。私が東日本大震災津波の直後にもらった資料は、内陸は 100%終わっていたのです。そして、宮古市が 36%でした。東日本大震災津波のすぐですから、2012 年あたりにもらっている資料なのですが、その時点で内陸はほぼ 100%終わっていたのです。いずれ今後あるであろうことに備えるイロハのイの字として非常に大事な仕事だと思っております。国が 4 分の 2、県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 の経費負担ということですから、非常に有利な仕事ではあるのですが、沿岸部のまだ半分ということでは、何かあった場合にまた大変な難儀をすることは目に見えていますので、県から調査を急がせるようにしていただきたいと思っております。覚悟のほどをお聞かせください。

○千葉技監兼農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 先ほどの未実施地区の進捗率の件ですが、既に全て国土調査が終わっている地域も含めると、令和 3 年度の進捗率としては沿岸部は約 80%、内陸部は約 90%という状況となっております。

今回公表されました津波浸水想定区域については、特に平場といたしますか、沿岸部でも低い位置に存在しているところについては、市町村でも調査を進めていただいております。今現在、おおむね浸水想定区域における沿岸部 12 市町村の地籍調査については、約 9 割ほど完了しております。残りの 1 割につきましては、これはやはり国に対して必要な予

算の措置をしっかりと求めていきたいと思っておりますし、調査が完了していない沿岸部の4市町に対しましては、国が直接行う調査もありますし、外部委託の積極的な活用も働きかけながら、早期に調査が進むように指導、助言を行っていきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 その件に関してはよろしく願いいたします。

次に、漁業取締船の配置についてお伺いいたします。岩手県には岩鷲とはやちねが配置されていますが、どちらも新造船されまして、海上速力48ノット、これは陸上の自動車の速度でいいますと時速約90キロメートルと、相当な速さを誇る船であります。ただ、その船が2隻とも釜石港を母港としていることはいかがなものでしょうか。やはり県境で犯罪が多いものですから、釜石市に1隻、そして久慈市ないしは宮古市に1隻という配置が望ましいのではないかと提案してまいりました。

もちろん私も提案したからといって、あしたからそうなるとは思っておりませんが、岩手県の海の700キロメートルの海域を考えた場合に、海だけですと300キロメートルですが、そこに2隻とも釜石港に配置というのは物理的にまずいのではないかと、見直したほうがよいのではないかと提案してきたところではありますが、その後どのようになっているのでしょうか。

○太田漁業調整課長 漁業取締船の配置についてであります。漁業取締船の運航拠点につきましても、専用の岸壁や専用の給電給水施設が必要であります。それに加えまして法令上、航海士や機関士、通信士など、専門の資格を持つ職員が一定数以上乗船する必要があります。非常時や緊急時の職員の補完体制が必須でありますことから、釜石市に2隻を配備し、全県海域を監視する体制としているところです。

御指摘にありましたように漁業取締船を分散して配置する場合につきましても、施設の整備ですとか職員体制の確保などの課題を中長期的に検討、解決する必要があります。現行においては岩手県警察や海上保安部等の関係組織と連携しながら、隙のない最適な監視、取り締り体制を整えまして、巧妙化する密漁に対応できる体制の構築に努めているところです。

○伊藤勢至委員 漁業取締船のそもそもの目的は、密漁を防ぐことにあると思うのです。そのために必要な母港としての受け入れ施設は当たり前の話です。その上で密漁を防止するべきです。反社会的勢力が後ろにいるのではないかと話もあつたりして、危ない面もあります。特に県境が危ないということで、岩手県の場合は八戸圏に近い青森県との県境、宮城県仙台市に近い宮城県との県境が危ないと言われております。そういうところに配備することを、漁協の各組合長や漁業者の皆様からもぜひ進めてほしいと言われておりますので、そこを主眼に置いて、そのための経費は積み重ねて準備をして、来年から、再来年から、あるいは2年、3年かかってもいいですから、こういった体制をつくっていくのが密漁防止の主眼だと思いますので、さらに御検討をいただきたいと思っております。

もう一つ、サケが全く来ておりません。津軽石川のサケの川どめ漁に、10匹とか一桁台の日が多いのです。1,500匹入った、2,000匹入ったということはもう幻のごとく、昔のこ

とです。一方、北海道の千歳川、標津川は平常であれば20万匹ぐらいと言われておりますが川の底が見えないくらい、60万匹以上かもっと来ているのかもしれないと言われていたわけですが、これは海の環境が関係していると思います。本県には少ししか帰ってこないのに、北海道には随分帰ってきていることについて、どのようにお考えですか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 北海道のサケの大漁報道についてですが、今年度の北海道のサケの漁獲量は、11月20日現在で8万トンでして、前年同期比160%という状況です。一方、本県におきましては、同日現在250トン、前年同期比130%ということで、昨年度よりは多いものの低水準でありまして、資源回復には至っていない状況です。これについては要因はさまざまありますけれども、岩手県も北海道のような大豊漁になってもらいたいというのが率直な感想です。

○伊藤勢至委員 サケというのは、放流してから4年で帰ってくるのです。今帰ってきているサケは4年前に放流した稚魚が成長した結果なのです。卵の確保が難しいということで、全国から協力をいただいて、特に北海道からは30万粒ぐらいの単位で融通をさせていただいて、それを成長させて放流するというのを続けてきたわけです。ここからが全く素人の考えなのですが、中津川でもサケが上がってくるようになりましたが、これは放流しているから上がってくるのです。ところが、中津川で放流したサケは、石巻市まで200キロメートルの川を下っていくのです。200キロメートルの川を下るときに、母なる川の思い出を頭のどこかにしっかり記憶しているのでしょうか。それが、例えば岩手県の沿岸のふ化場は海から大体1キロメートル以内のところにありますから、7センチメートルから10センチメートルぐらいに成長したものを放流する際には、海と川の間が1キロメートルもないのです。川の記憶がどの程度あるのか全くわかりませんが、北海道からもらって大きくして放流したけれども、やはり北海道に帰っているのではないかというのが素人考えなのですけれども、海の条件とあわせてそういうことを研究しないといけないと思います。せめて放流した半分は帰ってくるようであってほしいと思うのですが、この素人考えに御注釈をいただきたいと思います。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 国の研究機関によりますと、今期の北海道が増加基調である要因として、数年前の稚魚放流時の沿岸の水温が好条件であったということが一つであろうと言われておりまして、これについては今後検証がされるということで、県としてもその結果について注視をしていくところです。

一方、岩手県の資源回復がおくれている要因といたしましては、本県沖では海況の変化によりまして、春先の水温が急激に上昇するという影響等がありまして、餌となるプランクトンの減少などによって稚魚の生残が低いのではないかという見方をされております。

実際サケの稚魚については、稚魚の段階で川の匂いを覚えると言われておりまして、それがどの段階かというのはきちんとわかっていないところですが、仮に北海道卵を移入して本県で放流したときに北海道に帰るのではないかという御指摘については、過去の早期群を育成する時代については北海道卵を移入して、早期の群を岩手県でつくった実

績がありますので、北海道の卵であっても本県産で放流、育成、稚魚を放流することによって、本県の資源に寄与するものと考えております。

○伊藤勢至委員 日本海側も結構サケが上がっているそうです。新潟県の村上市は大体2万5,000トンから3万トンぐらいの間を大きな変化がなく推移をしているのですが、ことしは珍しく3万トンを超える、今までになかった量が上がっています。太平洋側は随分差があったのですが、日本海側は比較的安定していたように思いますが、ことしは違うようです。そういったことも比較、検討しながら、ぜひ打開を図っていただきますようお願いいたします。

○工藤勝子委員 まず、県内における再生林の状況についてお伺いしたいと思います。いろいろ山を見ていきますと、伐採されているところが多く見られるようになりました。全て再生林されているのかお聞きいたします。

○鈴木森林整備課総括課長 再生林の状況についてですが、県内の民有林における人工林の伐採面積は年約2,000ヘクタールと推計しておりまして、令和3年度の再生林の面積は、実績で993ヘクタールとなっており、前の年に比べて117ヘクタールふえております。再生林面積を樹種別に申し上げますと、最も多いカラマツが800ヘクタールで、全体の8割を占めております。杉は119ヘクタールで、1割を占めております。再生林面積が年々ふえておりまして、伐採後の再生林の実施割合を再生林率と言いますが、これは約5割という状況になります。

○工藤勝子委員 例えば伐採、再生林の低密度植栽で苗木を少なくしてやるということで、多分コストが下がってくることになるのだらうと思いますけれども、そういう形の中で、再生林されないまま放置するのではなくて、やはり伐採されたならば、そこに木を植えるという循環型の形をしっかりと進めていかなければならないのではないかと考えております。

民有林ですと、所有者も高齢化が進んで、自分の生きている世代で木を売れないので、子や孫の時代に入ってくるわけなのですけれども、そういう中でいわての森林づくり県民税を使って再生林にも予算を措置しているということですが、どれくらいの予算を使っていますか。

○鈴木森林整備課総括課長 いわて環境の森整備事業の中で、森林環境再生造林というメニューがあり、今年度の予算額で1億3,900万円です。次年度以降は面積が増加してまいりますので、大体年50ヘクタールずつふえていく予算となっております。

○工藤勝子委員 全体のいわての森林づくり県民税の予算がよく分からないのですが、大体何%に当たっていますか。

○工藤技術参事兼林業振興課総括課長 いわての森林づくり県民税は、年間大体7億円ほどの税収があります。単純に年の7億円のうち1億円ほど使われているということになりますが、それが毎年続くかについては、先ほどお話がありましたとおり、少しずつふえていくような形になると捉えておりますので、7億円のうち1億円程度の予算となっております。

○**工藤勝子委員** やはりこれから低炭素社会に向かう中で、二酸化炭素を森林で吸収してもらうということは非常に大事な要素になってくるのだらうと思っております。そういう中において、今後やはりいわての森林づくり県民税をもう少し再生林に使う気持ちはないでしょうか。

○**鈴木森林整備課総括課長** 再生林につきましては、基本的には国の補助事業の森林整備事業があります。また、公共の事業もあります。植栽されなければ再生できない森林について、いわて環境の森整備事業を実施して、この三つを組み合わせながら、事業主体のニーズに合った事業選択をしていただくという形で進めております。いわて環境の森整備事業につきましては、先ほど申し上げたとおり、今の計画では毎年 50 ヘクタールずつふやして対応する考えでおります。

○**工藤勝子委員** なぜ今回このような質問をしたかといいますと、苗を作っている苗圃生産者の方が、今年は苗が余ってしまったという状況があるわけです。コンテナ苗で作っているので、2年まではいいというお話を聞きましたけれども、3年も4年もコンテナで育てるわけにはいかないので、生産された苗をしっかりと買い上げて、山に植栽されるようにしなければならないと思います。それが苗圃を生産する農家の人たちの支援にもつながっていきますし、担い手の育成にもなっていくのだらうと思っておりますけれども、この辺のところはどのように考えていますか。

○**鈴木森林整備課総括課長** 造林用苗木の生産販売状況についてのお尋ねですが、令和3年度産は、工藤勝子委員がおっしゃるとおり、生産量が 336 万本ありまして、販売量が 232 万本で、現在 103 万本余っていると苗木生産団体から聞いているところです。例年より少し多い状況です。

残っている苗木につきましては、工藤勝子委員のおっしゃるとおり、コンテナ苗が主流になってきておりますので、コンテナの状態のまま据え置いて翌年に販売することもできますけれども、やはり当年度に作ったものはできるだけ残さないような調整が必要です。県では苗木生産者、造林事業者が一堂に参加する苗木の需給連絡会を設けておりまして、年明けから2回程度開催しますが、この中で需要側、供給側の調整、早期の需要把握を実施して、うまく調整してまいりたいと考えております。

また、担い手のお話もありましたが、造林用苗木の生産者団体、事業者が県内 18 事業者あり、新たに種苗生産を行う方々を対象とした講習会等を毎年行っております。その中で新たな担い手の方々を育成するよう指導しているところです。

○**工藤勝子委員** せっかく作られたコンテナ苗がしっかりと年度内に山に植林されるように、森林組合の各支所との連携を密にしながら、しっかりと植えていただく方向性を県が指導するようお願いしたいと思っております。

そういった中で、第2期岩手県産木材等利用促進行動計画の中に、苗木を山にドローンで運ぶというようなスマート林業の関係もお話がありました。この目標に対して、例えばドローンの購入に関する支援をすとか、もう少し具体的に取り組み内容をお知らせく

ださい。やはり山に入る人たちも高齢化になってきていますし、ましてやコンテナの苗を山に運ぶということは、並大抵のことではないと思います。そういった中でドローンを活用されるということは非常によいことだと思っているのですけれども、この事業化はどのように考えていますか。

○鈴木森林整備課総括課長 森林作業の効率化、省力化を進めるには、ドローン等を活用したスマート林業が不可欠と考えております。工藤勝子委員がおっしゃるドローンによる苗木の運搬は、全国的に今いろいろ実証試験等を行っているところでして、本県ではまだその成果を分析している状況で、本格導入という段階にはなっておりません。ですので、引き続き林業普及指導員と岩手県林業技術センターと一緒に普及研究、定着に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、ドローンについては、森林調査でも非常に活用されます。県有林では航空レーザー測量もやっておりますが、民有林ではドローンの測量も可能ではないかということで、ドローンの取り組みに期待しております。

いずれこういったICTを活用したものについては可能性が十分ありますので、いろいろなものを勉強しながら、吸収できるものを吸収してまいりたいと考えております。

○工藤勝子委員 ぜひこういう形でスマート農業、スマート森林作業を進めてほしいと思いますので、農林水産部としてもきちんと予算の確保をお願いしたいと思いますが、部長はこの辺のところはどのように考えていますか。

○藤代農林水産部長 ドローンを農業ばかりでなく林業や水産業にも積極的に活用し、作業の効率化あるいは省力化を図り、より生産性を高める上で、スマートという技術は非常に重要だと思っています。そういったことについて本県では積極的に導入しますし、その際にはいろいろ予算も必要ですので、国庫事業を活用できるところは活用しながら現場で使えるよう取り組んでいきたいと考えております。

○工藤勝子委員 施設園芸にもかかわると思うのですが、先日電力会社の方から電気料金の値上げの説明を受けました。4月から40%近くと非常に高くなるということで、施設園芸をされている方々も、原油を使っている方がかなり苦しくなるのではないかと、ましてや電気を使っている方たちも倍以上の料金になるということは、大変なことだと思っております。そこで、施設園芸に対して、チップを燃料にするという形の支援は考えていないでしょうか。

○佐々木農産園芸課総括課長 施設園芸の場合、促成栽培あるいは周年での栽培ということで、その場合、加温設備等が必要になってきますが、加温する場合に、やはりエネルギーが必要になってきます。チップボイラーにつきましては、なかなか高額であることもあり、現在県北農業研究所でチップを使った環境制御ハウスの実証等を行っておりまして、その結果等も見ながら、生産者の経営上有利であれば進めてまいりたいと考えております。

○工藤勝子委員 以前、ペレットストーブの利用を進めたことがありますが、最近は聞かなくなりました。電気料金が上がったり原油価格が高くなったときに、チップなど木質を

使ったり、一般家庭でもまきストーブを使っている人たちも見かけるようになりました。そういった中で、施設園芸に対する支援をしっかりと行って、冬場でも夏場でも温度を下げ、岩手県の農産物をつくる方向、所得を上げる方向に持って行っていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

もう一点、農作業事故についてお伺いいたします。農機具による事故が毎年のように何件か発生しています。これは高齢者というくくりの中ではなくて、せつかくここまで一生懸命農業に取り組んできた人が一瞬にして事故で亡くなってしまうという状況があるわけです。以前はヘリコプターで注意喚起していましたが、予算もかかるのでしょうから、そういったことはしないのでしょうけれども、今はインターネットの時代ですが、高齢者の人たちはあまりインターネットを見ていないだろうと思います。

そういう中で、事故を防ぐために、県として今後どのように情報発信をするかお聞きします。

○吉田水田農業課長 本県におきましては、県や農業団体などで構成します岩手県農作業安全対策協議会が中心になりまして、地域や家庭での高齢者等への事故防止の声かけや、トラクターへの安全フレームの装着でありますとか、農業機械の始業前の点検、乗車中のシートベルトの着用などについて、テレビやラジオの広報などを通じて注意喚起をしているところです。例年農作業事故が多く発生します春と秋の農繁期を農作業安全月間と定めまして、注意喚起等の取り組みを強化しているところです。引き続き市町村や関係機関、団体等と連携いたしまして、農作業事故の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○柳村一委員 第2期岩手県県産木材等利用促進行動計画についてお聞きします。

今の工藤勝子委員の質問と答弁を聞くと、林業も生産性や効率性を考えている割には、いろいろな新しい技術でお金がかかっていると思いました。再造林の話もありましたけれども、私を取り上げた自伐型林業というのは、再造林はまずしないし、そういった大型機械も使わないで、持続可能な林業を行うという部分ではSDGsにかなっている林業だと思うのですが、今回の第2期岩手県県産木材等利用促進行動計画を見ますと、そういった多様な担い手に対する施策が入っていないような気がするのです。どうしても効率性とか生産性にばかり向いているのですが、県土の8割もある森林をどうやって整備していくかということを考えた場合には、さまざまな担い手の人たちにも目を向けるべきではないかと思います。そういったことについて、今回の第2期岩手県県産木材等利用促進行動計画の中にはどのように盛り込まれているかお伺いします。

○鈴木森林整備課総括課長 今国で進めている森林経営計画制度、市町村が進める森林経営管理制度、また林業事業体が進めている森林経営計画の作成、これらはまさしく合理的な林業経営の取り組みです。そういった視点での記載が中心になっているというお話だと思います。

林業の担い手は今のところ県内で1,700人ほどと少ない状況ですので、これまでの林業事業体、森林組合の人たちだけではなかなか大変になると認識しております。里山

整備に取り組む方々や、柳村一委員のおっしゃるとおりみずからが伐採する森林所有者などの方々の力を借りなければならないという考えで、多様な担い手を整備するという考えです。第2期岩手県産木材等利用促進行動計画にはまだ具体的な表現がありませんが、いわて県民計画（2019～2028）では、林業の裾野拡大の観点から多様な担い手の育成について記載しており、今後第2期岩手県産木材等利用促進行動計画への記載ができないか検討してまいりたいと考えております。

○柳村一委員 いわて林業アカデミーによって担い手は毎年15人ずつ出ていますけれども、それはやはり高性能機械とか、どちらかという大規模、皆伐型の林業になってくると思うのです。危惧するのは、工藤勝子委員がおっしゃったように、再造林できない林が今後出てくる可能性です。それは農業において耕作放棄地の増加で経験しています。林業がそれと同じになっていかないかというのをすごく危惧しているのです。どんどん大規模にやっつて、生産性を上げて、そうやって一回壊した自然というのはなかなか元に戻りません。その点で私が紹介していた自伐型林業というのは、1割程度毎年切つて再造林もしない、自然のサイクルで回すことができ、自然には優しいと思います。林業でなりわいをやっている方々は、やはり飯を食っていかなければいけないという部分もありますので、それはそれで進めてもらいたいのですが、第2期岩手県産木材等利用促進行動計画に多様性をもう少し取り入れて、県としての林業施策を進めていただきたいと思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○橋本技監兼林務担当技監兼全国植樹祭推進室長 多様な担い手としての自伐型林業のあり方ということに対する御質問かと思っております。

我々も今第2期岩手県産木材等利用促進行動計画もつくっている中で、この素案にはまだ書き込んではいませんが、自伐型林業の担い手としての導入を検討していかねばならないなという考えのもと、どういった形で導入するかを今検討しているところであります。意見も聞きながら、今回の素案にどのように書き込んでいくか今後検討してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 まず最初に酪農の危機打開の点について質問いたします。

本会議の一般質問でもさまざまな議論がありました。今農家や地域の努力だけでは乗り越えられない、日本の畜産や酪農が崩壊しかねない危機が来ているのではないかと思っております。この点について、まず藤代農林水産部長にその認識、受けとめについて伺いたいと思っております。

○藤代農林水産部長 今酪農が置かれている状況認識という御質問ですが、酪農につきましても、飲用向けの牛乳の価格が11月から1キロ当たり10円ほど引き上げられました。

依然として飼料価格が高い状態が続いておりますし、またことしの夏以降、いわゆるヌレ子と言われる生まれたばかりの乳用子牛の価格が大幅に下落する状況がありましたので、酪農経営については厳しい経営環境に置かれていると認識しておりますし、また酪農のみ

ならず、資材価格の高騰で畜産経営体あるいは農林水産業者の皆さんが非常に厳しい経営環境に置かれていると認識しているところです。

○高田一郎委員 酪農家だけではなくて全ての畜産農家がそういう状況だと思います。

日本農業新聞でも報道されましたけれども、11月30日に農林水産省の前で全国の畜産、酪農家が集まって危機突破大会が開かれたということです。千葉県の酪農家は、ふえ続ける借金を重ねながら365日間牛乳を搾ってきたけれども、年を越せない酪農家がほとんどで希望が見えない、牛を飼って普通に御飯を食べただけだ、もう限界だと、涙を流しながら訴えたと報道されております。

私も近所に酪農家が何軒かありまして、訪問してお話を聞きましたけれども、まさに同じ思いで、半世紀酪農をやってきて一番の経営危機だ、10円乳価が上がっても飼料価格は30円も上がっている、搾れば搾るほど赤字で耐えられないという悲痛な声でありました。

きのうの本会議の一般質問の中でも、国内の飼料の自給率を高める努力を行うべきだという質疑もありました。まさにそれは大事なことだと思います。しかし、今酪農家が直面している、もう年を越せないとか、1年もたないとか、こういったことにどう応えていくかということが今問われているのだらうと思います。搾れば搾るほど赤字となっている酪農家に対して、一つは直接支援を強めることです。そして今危機になっている酪農家は、平成の酪農危機のときに、国が畜産クラスター事業で応援するからということで規模拡大した酪農家が多いのです。そういった人たちが何とかコロナ禍を乗り切ったけれども、ここに来て飼料価格の高騰で耐えられないという状況なのですけれども、融資の条件変更はもう切実です。東日本大震災津波の福島第一原子力発電所の事故のときには、そういう条件変更をして何とか乗り切ったけれども、今あれ以上に厳しい状況だということで、支払いの猶予や延長などの融資の条件変更が本当に必要だという声が寄せられています。やはりこの二つの点が大事ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中野参事兼団体指導課総括課長 まず、融資の関係ですが、施設整備等のために畜産クラスター事業を利用されている生産者の多くは、自己資金の調達先といたしまして日本政策金融公庫が取り扱う農業経営基盤強化資金、通称スーパーL資金を利用されているところです。県では、日本政策金融公庫盛岡支店のほか、県内の金融機関に対しまして、時期に応じて条件変更等の相談に柔軟に対応するよう要請をしているところです。直近では12月1日付の文書で、資金需要が高まる年末、年度末に向けて、農林漁業者の資金繰りに重大な支障が生じないように適時適切な貸し出し、融資の返済猶予等の条件変更の相談に丁寧かつ適切に対応していただくなど、農林漁業者の実情に応じた十分な支援に努めていただくよう要請しているところです。

○米谷畜産課総括課長 資材高騰により厳しい経営環境に置かれていることもあり、配合飼料価格安定制度につきましては、今の制度では高どまりの状況が続くと補填金が十分出ないということもあります。高どまった場合においても何とかして補填金が出るように、制度の拡充につきましては繰り返し国に対して要望してきたところです。

今回かなり補填金が発動しているため、補填金の積立金が枯渇することも懸念されておりますので、国に対しても、補填金に対して拠出するなど、生産者の方々に補填金が満額交付されるようにしていただきたいと要望しているところです。

また、現在国で酪農家の方への緊急対策ということで、粗飼料の上がった分についての補填制度が制度化されましたので、それについても今回第2四半期、第3四半期のところが対象になっておりますけれども、事業の継続について要望しているところです。

○高田一郎委員 融資の問題については、東日本大震災津波以上の人災の側面が強いと思いますので、柔軟に対応できるように県としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今回の補正予算にも、配合飼料価格安定緊急対策事業を7,200万円ほど措置したことは評価したいと思いますけれども、ただ国の配合飼料価格安定制度は、やはり高どまりしていくと制度が機能していかない状況になります。今酪農家からは、この上がった分を全て補填してほしいという強い要求もありますので、制度の見直しや充実のために取り組むことも大事だと思います。

国の今回の第2次補正予算、経済対策について、酪農の危機にどう対応するのか見ていたのですけれども、結局生産調整をしていくということで、牛を1頭殺せば15万円出すという対応です。9月以降であれば10万円とか、早く牛を殺してしまえと、それが生産調整なのだとということですが、手塩にかけて育てた酪農家としては切ないことだと思うのです。でも、畜産クラスター事業で借金をして払える原資がないので、もう牛を殺すしかないと真剣に考えている酪農家がたくさんいます。根本的には違うのではないかと思うのです。平成の酪農の危機のときにはふやせふやせ、そして今度こういう状況になったから殺せという状況を繰り返すような酪農政策でいいのかという思いをしております。

この間、アメリカやEUなどでどういう対応してきたかという、アメリカではコロナショックで世界の需要が落ち込んだときに、やはり農家に直接給付を行って、農家から農産物を大量に買い上げて、生活困窮者に届ける対策を行ってきました。EUもそうです。国内外の援助に回す仕組みを維持して、さらにその上に農家の生産費を償うような直接払いを行って、再生産できる支援を行いながらだぶついた農産物、畜産物を生活困窮で困っている方々に対して広く援助するという対策こそ今大事なことはないかと思うのです。

国の対策がそういう対応になっているだけに、やはり持続可能な畜産経営、酪農経営をしていくために、今のこの国の対応で本当によいのかと思います。持続可能な畜産、酪農経営をしていくためにどうあるべきかということも、もっと県も国に対して強く要求、提言していくことが必要ではないかと思うのです。その点についてはいかがですか。

○米谷畜産課総括課長 まず、持続可能な酪農経営ということについてです。現在酪農経営におきまして、もう一つ大きな問題は、乳製品の脱脂粉乳やバターなどが大きな在庫を抱えていることです。コロナ禍の影響もありまして、乳製品の在庫等がふえてきております。その過剰な在庫につきましても、県といたしましては在庫解消対策も強く進めてほし

いと国に対して要望しているところです。そういったことも解消されることによって、少しでも酪農家の方々の不安を払拭できればという思いで要望しておりますし、制度的なこと等につきましても、いろいろな情報も報道等されておりますので、そういったことにつきましてはこれからまた国で検討されるのではないかと思いますけれども、情報収集しながら県として何ができるのか、いろいろと検討していきたいと考えています。

○**照井農政担当技監兼県産米戦略室長** 飼料価格高騰対策の関係につきまして、国で新型コロナウイルス感染症対策の予備費を使いまして、今回緊急的に対策を立てています。メニューは二つありまして、配合飼料価格の高騰対策として、令和4年の第3四半期に生産コストの削減等に取り組む生産者に対して1頭当たり6,750円補填金を交付するものです。これは、配合飼料価格安定制度と別になっているところです。

それから、酪農関係で国産飼料の粗飼料拡大緊急対策としまして、生産コストあるいは国産粗飼料の利用拡大に取り組む酪農家に対しまして1頭当たり1万円補填金を交付するというメニューがあります。

こうした国の事業を本県としても積極的に活用することが大事だと思っておりますし、生産コストの取り組みも指導しながら、県内では酪農家の約8割が申請するような見込みになっております。

また、持続可能な酪農に向けてということで、海外に餌を依存するのではなく自給率を高めていくことが大事だと考えております。本県では豊富な粗飼料の生産基盤もありますので、それを有効に活用しながら粗飼料生産を高めるため、今年度は二毛作の取り組みとか、あるいは草地改良で170ヘクタールという形で取り組んでおりますし、国に対しても飼料基盤の造成へ向けた支援策ということで要望しておりますので、こういった緊急的な措置と、持続可能な中長期的な視点を兼ね備えながら、酪農の経営が安定するよう取り組んでまいりたいと考えております。

○**高田一郎委員** 今紹介された国の酪農畜産対策はわかっています。それでも農家は焼け石に水だという状況になっていますので、それをしっかり踏まえて国に持続可能な農業、酪農経営できるような対応を求めていると思います。

次に土地改良区の電気代の助成についてです。きのう、補正予算に対する説明の中で6,500万円ほどの予算措置をするという説明がありまして、それは歓迎しますし、評価したいと思っております。ただ、この予算措置は、ことしの4月から12月までの今年度の支援策です。補正予算ですから、直面する物価高騰への対策なので、今年度の支援はそのとおりだと思うのですが、ただ電気代の高騰は来年度はもっと大変なのです。その辺は県はどのように把握されているのでしょうか。

10月とか12月に東北電力株式会社の電気料金の見直しが行われて、低圧自由料金が12月から廃止になったとか、さまざまな制度の見直しが行われました。一関市内のある土地改良区でお聞きしたところ、今年度の電気料金は昨年と比べて400万円ほど値上がりしたということでした。電力量は前年度よりも使わなかったのですけれども、取水量が比較的

少なくとも、それでも400万円ほど上がったというのですけれども、東北電力株式会社の電気料金の値上げに伴ってシミュレーションをしましたら、ことしが2,700万円に対して来年は5,600万円と倍増です。特に川から取水している揚水施設がある土地改良区は、電気に頼っているのが恐らくどこも大変なのではないかと思えます。そうすると何が起きるかという、賦課金の引き上げです。この土地改良区では、10アール当たり賦課金が9,100円で3年前に上げたばかりですが、10アール当たり4,000円から5,000円上げなければいけないということでした。この前若干上がったけれども、電気料金やその他肥料等々で、これはもう大変だと悲鳴を上げております。

こうした実態を県はどのように把握され、来年度以降の支援についてどのように考えているのか、その点について伺いたいと思えます。

○千葉技監兼農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 電気料高騰に対する現状の把握等ということですが、高田一郎委員がおっしゃったとおり、一関管内の土地改良区においては、やはり4,000円程度賦課金を上げなければならないという試算であることは我々としても確認しているところであります。実際に11月以降の単価を令和4年度の電力量に単純に置きかえて試算をしてみますと、令和5年度の電気料金は令和3年度の約1.9倍から2.5倍となります。二千数百万円が5,000万円程度になるということにして、単純に試算するとそういった状況ということは承知しているところであります。

我々としても、単純に賦課金を上げると土地改良区の運営を圧迫するというので、今後も何らかの対策を講じる必要があるだろうと考えておりますけれども、報道等によりますと、東北電力株式会社では令和5年度の4月からさらに電気料金を3割程度上げることが国に申請しているということもあります。県といたしましては、そのことに対して国でいろいろと策を検討していると聞いておりますので、今後も引き続きその動向を注視していく必要があると思っております。

○高田一郎委員 土地改良区では、もう来年の春に農家に賦課金の請求書を出さなければいけないということで、2月、3月あたりに役員会を開かなければいけない状況があるので、やはり県としても早めの支援策を打ち出してほしいということを要望します。

○上原康樹委員 先日釜石市の岩手県水産技術センターを視察させていただきました。そこで漁業指導調査船岩手丸が海況の様子を非常に事細かく調査していることがわかりました。海水温の動き、親潮、黒潮の動きが近年非常に活発に活動していることがよくわかりました。こういう調査から得られるデータ、分析、さらには予想というものは、実際に海に向き合っている皆さんにどう届けられ、どう活用されているのか、状況をお聞かせください。

○太田漁業調整課長 岩手県水産技術センターにおける海況調査の活用ですが、岩手県水産技術センターの漁業指導調査船で観測しました沿岸域の水温や塩分濃度、またそれらをもとにして1カ月後の水温予測やサケ稚魚の放流適否に関する情報などを漁業者に情報提供しているところです。また、近年では、水産庁の公開データを活用しましたホタテ

ガイの付着予測なども行っているところです。

これらの情報につきましては、岩手県水産技術センターのホームページや漁協向けのメール、あるいは漁業用の無線、漁業者を対象としました出前フォーラムなどにより提供されまして、漁業者によります養殖物の生産管理や漁場の観察などに利用されているところです。これらのデータは、漁業者の収入に直結することから、正確なデータの把握や予測の精度向上が重要でありまして、今後も調査体制を維持しつつデータの分析や公表に努めていくところであります。

○**上原康樹委員** 海で何が起きているのかということは、県民にはブラックボックスですので、岩手丸が調査して得られたデータは何がしかの手がかりになると思います。こういうものが県民に共有されるということはとても大切なことで、岩手県の漁業を知るきっかけにもなることだと思うのです。天気予報と同じように、海の状況も分析して予報ができ、それによって三陸の漁業がイメージできるという部分もあるかと思えます。その件に関してはどうお考えですか。

○**太田漁業調整課長** ただいま御指摘がありました県民に向けての広報ですが、今、海の潮の流れがどのような形になっているかといった海況状況や、表面の水温状況等につきましては、岩手日報に海況情報ということで掲載しているところです。あとは、岩手県水産技術センターのホームページを見ていただきますと、それらの調査結果につきましては、県民の方でも閲覧できるような状態になっているところです。

○**上原康樹委員** 今後さらに力を入れて調査していただきたいと思えます。

○**川村伸浩委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村伸浩委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思えます。調査項目については、いわて水産アカデミーの取組についてといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村伸浩委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項ですが、当委員会の12月の県内調査につきましては、12月15日に実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。
御苦労さまでした。